

1 心身障害者扶養共済加入者納付金に対する未収金

（1）概要

①制度の趣旨

心身障害者扶養共済制度は、心身障害者を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡また重度の障害を負ったとき、心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度である。この制度により心身障害者の生活の安定と福祉を増進し、心身障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることが出来る。

なお、根拠法令としては、秋田県心身障害者扶養共済制度条例、秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則、心身障害者扶養保険契約事務手順要領等である。

②制度の内容

心身障害者を扶養している保護者は、心身障害者扶養共済に加入することにより、加入時の年齢により定められた所定の金額の掛金を支払う。

加入者が65歳以降最初に到来する加入応当月に達し、かつ、継続して20年以上加入した場合は、以後の掛金は免除される。また、生活保護法により保護をうけている世帯に属する者等の掛け金の納付が困難な加入者は、掛金減免申請書を提出して掛金の減免を受けることができる。

年金は、加入者が死亡または重度障害と認められたときに、その月から加入者が扶養する心身障害者に毎月支給される。更に、1年以上加入した後に、先に心身障害者が死亡したときは、一時金として加入期間に応じて弔慰金が支給される。5年以上加入した後に加入者の申し出により、この制度から脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。

加入者が特別の理由なくして掛金を2ヶ月間滞納したとき、翌月から加入者としての地位を失うとしている。一方、県の職権によって制度から脱退した場合は、一時金は不支給となる。

③未収金の状況

心身障害者扶養共済組合加入者納付金の未収金は、上記の心身障害者扶養共済の掛金の未収金である。

（2）監査の結果

①掛金の長期末納による共済加入者の地位

秋田県心身障害者扶養共済制度条例第19条第1項第5号によると、加入者が特別の理由なくして掛金を2ヶ月間滞納したとき、翌月から加入者としての地位を失うことになる。

しかし、障害福祉課及び雄勝福祉環境部では、2ヶ月以上の掛金の滞納が生じても共済の加入継続を認めているため、数年以上の長期間の未納掛金が未収金として残っている。掛金を納付しない加入者に対し共済の加入継続を認めると、納入義務者に支払のモチベーションを与えず、適正な掛金を支払っている加入者との間の衡平を害する。長期間の掛金滞納中の加入者に対し、県は以下の対応をする必要がある。

- 既に掛金免除となっている者に対する所得及び財産調査と所得に応じた分割納付の指導
- 経済的に納付が困難な加入者に対する所得に応じた分割納付の指導
- その他の長期未納者については条例に基づく速やかな脱退処理

②県財務規則による債権の回収事務の徹底

県財務規則によると、納入期限が経過しても入金されない場合は、納期限後20日以内に督促状を送付するとともに完納を督促しなければならないと定められている。

しかし、障害福祉課では平成17年度に各地域振興局へ未納者の調査を依頼し、催告状を送って以降は未収金の回収活動は行っていなかったため、未収回収に向けた取組みを徹底して継続する必要がある。

（3）監査の意見

①債権管理簿への記載の徹底と各担当に対する積極的な働きかけ

障害福祉課の未収金の回収事務は各地域振興局の福祉環境部障害福祉担当職員が担当している。障害福祉課は各地域振興局からの報告を電話で受けるのみで、その内容を記録しておらず、未収金・納入義務者の状況を把握していなかった。

障害福祉課は、各地域振興局に対し未収金の回収について積極的に働きかける必要があり、各地域振興局からの報告も含めた未収金整理の記録を債権管理簿に残す必要がある。

②債権回収マニュアルの作成

秋田福祉環境部において未収金の催告状を送付したところ、脱退した納入義務者から、「過去に県職員から未納掛金は脱退一時金で相殺されるため滞納はないと言われた」とのことでトラブルになった事例がある。しかし同部の担当者が過去の記録を調査したところ、当該納入義務者は、掛金の滞納により秋田県心身障害者扶養共済制度条例第19条(脱退等)の規定に基づき加入者としての地位を失ったため一時金の支給がされず相殺は不可能であった。

未収金の回収事務にあたっては、このような県担当者と納入義務者の間のトラブルが発生することは今後も十分に考えられる。よって、債権回収マニュアルを作成し、トラブルの防止策と発生時の対応策を具体的に定める必要がある。

③同一納入義務者に対する関係課との連携の必要性

秋田福祉環境部と障害福祉課の双方に債務を有する納入義務者について、秋田福祉環境部の未収金 307 千円の回収は、障害福祉課の未納分 13 千円の回収後に行うことになったため、現在秋田福祉環境部では催告状の送付、訪問による督促等を行っていない。秋田環境福祉部の平成 18 年度末未収金残高のうち、監査実施時の未回収残高は 320 千円であることから、そのほとんどが障害福祉課の回収遅延を原因とする延滞債権であるといえる。

秋田福祉環境部は、債権の滞留解消のため、障害福祉課に対し債権回収状況または督促状況を確認することが望まれる。

2 雑入（児童扶養手当の過払い）に対する未収金

（1）概要

①児童扶養手当制度

児童扶養手当は、父母の離婚、父の死亡などによって、父と生計を同じくしていない児童、又は父が障害者である場合の児童に対して手当を支給する制度である。その目的は、母子世帯等の生活の安定と自立を促進することにより、児童の福祉の増進を図ることにある。

②特別児童扶養手当制度

知的障害又は身体障害の状態等にある在宅障害児である児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母又は養育者に対して手当を支給するものである。

表7 児童扶養手当と特別児童扶養手当の主な相違点

| 項目 | 児童扶養手当 | 特別児童法要手当 |
|----------|---|--|
| 根拠法令 | 児童扶養手当法 児童扶養手当法施行令 地方自治法 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令 地方自治法 |
| 対象児童 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、20歳未満の中程度以上の障害のある児童に適用される。 | 20歳未満で心身に重度又は中程度の障害のある児童 |
| 受給資格者 | 母（監護） 養育者（同居、監護、生計維持） | 父又は母（監護、生計維持） 介護者 養育者（同居、監護、生計維持） |
| 公的年金との相違 | 国民年金の老齢福祉年金以外の公年金とは併用できない。 児童の父に支給される公的年金の額が加算対象になっているときは支給されない。 | 受給者は全ての公的年金と併用できる。 対象児童は障害を事由とした公的年金を受給しているときは支給されない。 |
| その後の保証 | なし (母子寡婦福祉資金貸付制度) | 国民年金法による障害基礎年金 |

③手当額の減額又は受給資格の停止

児童扶養手当制度及び特別児童扶養手当制度では、児童が二人以上いる場合において、児童が施設入所し又は、児童のいずれかを養育しなくなった場合や、手当を受けている人が所得の高い扶養義務者に扶養されることになった場合は、手当の減額や停止をする場合があるため、速やかに届け出を行うことになっている。

また、児童扶養手当制度は、母子世帯を対象としているため、以下の場合については、手当を受ける資格を喪失するため、届出が必要となる。

- 婚姻したとき
- 事実上婚姻関係（内縁・同居）となったとき
（事実上の婚姻の関係が疑われる場合などは、必要に応じて県担当職員が調査を行い、事実婚であると認められる場合は資格を失う）
- 公的年金を受給できるようになったとき
- 対象となる児童を養育しなくなったとき、父と生計を同一にするようになったとき
- 対象となる児童が児童福祉施設等に入所又は少年院等へ収容されたとき
- 遺棄している父から安否を気遣う電話・手紙や送金があったとき、または連絡を取ったとき
- 拘禁中の父が（仮）出所したとき

④未収金の状況

児童扶養手当制度及び特別児童扶養手当制度は、資格喪失をした後も引き続き手当を受けていた場合は、受給資格がなくなった月の翌月から受給していた手当を全額返還することになる。この返還金の未納により未収金が生じている。

（2）監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

（3）監査の意見

①滞留を長期化させない対策の検討

児童扶養手当の過払いに対する収入未済額が、平成元年度以降、平成18年度まで、各年度に残っている。これ以上滞留を長期化させないよう、努力が必要である。

県内在住の滞納者については、県内の福祉事務所と連携を取りながら回収努力すべきである。

県外在住者については、部課を超えた横断的組織で回収の対応を検討すべきである。

第4章 監査の結果と意見（各論）

また、県の公金納付が可能な金融機関への振込み以外の方法による回収方法についても検討すべきである。

②新規に過払いを発生させない措置

過払いの事実を把握することが困難であることと、一旦発生すると長期間滞留する可能性があるところに、この未収金の特徴がある。

新規に過払いを発生させないようにするため、通報窓口の設置、「児童扶養手当法」第35条に基づく処分（「偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。」）など、具体的な方策を検討すべきである。

3 児童相談所で発生する未収金

（1）概要

①児童福祉費負担金

児童相談所長の措置決定に基づき、児童等を里親に委託、又は児童福祉施設等に入所させた場合、あるいは、措置に代えて、指定医療機関に対し、児童等を入院させて、治療等を行うことを委託した場合、その児童等に係る経費を支弁した県が、児童福祉法第56条第2項により、児童本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、徴収する負担金である。

また、歳入科目（付記）は、負担金徴収に係る措置対象施設が、県が設置した施設である場合、その施設名を付し、それ以外の施設等については、「児童保護費」として整理されている。

なお、児童相談所では、県の「児童福祉法施行細則」に基づき、措置決定等に伴い発生する負担金の調定、納入通知、債権管理全般を行っている。

②未収金の状況

平成18年度決算における未収金は、以下のようになっている。

表8 未収金の課別・相談所別内訳

（単位：円）

| 予算 主管課 | 歳入科目 (付記) | 北 児童相談所 | 中央 児童相談所 | 南 児童相談所 | 合 計 |
|------------|--------------|------------|-------------|------------|------------|
| 子育て 支援課 | 児童保護費 | 4,702,630 | 15,997,040 | 3,963,630 | 24,663,300 |
| | 千秋学園費 | 769,800 | 2,851,570 | 248,750 | 3,870,120 |
| | 特定分 | — | 4,320 | — | 4,320 |
| | 計 | 5,472,430 | 18,852,930 | 4,212,380 | 28,537,740 |
| 障害 福祉課 | 児童保護費 | 8,016,660 | 18,669,890 | 6,761,980 | 33,448,530 |
| | 阿桜園費 | — | — | 206,200 | 206,200 |
| | 高清水学園費 | 337,500 | 1,353,670 | 170,290 | 1,861,460 |
| | 太平寮育園費 | 591,300 | 3,218,920 | 619,700 | 4,429,920 |
| | 小児寮育センター費 | — | 175,740 | 15,500 | 191,240 |
| | 計 | 8,945,460 | 23,418,220 | 7,773,670 | 40,137,350 |
| 合 計 | | 14,417,890 | 42,271,150 | 11,986,050 | 68,675,090 |

出所：秋田県内部資料

（2）監査の結果

①未収金に含まれている時効消滅額

平成18年度決算における未収金のうちには平成19年4月時点で時効消滅していると推察されるものが見受けられる。次表は、中央児童相談所の状況であるが、北児童相談所の場合は、未収金の6割、南児童相談所の場合は、2割程度が見込まれる。

表9 中央児童相談所の実質債権額内訳

（単位：円）

| 予算主管課 | 歳入科目(付記) | 未収金 | 時効消滅分 | 実質債権額 |
|--------|-----------|------------|------------|------------|
| 子育て支援課 | 児童保護費 | 15,997,040 | 9,282,830 | 6,714,210 |
| | 千秋学園費 | 2,851,570 | 1,813,920 | 1,037,650 |
| | 特定分 | 4,320 | — | 4,320 |
| | 計 | 18,852,930 | 11,096,750 | 7,756,180 |
| 障害福祉課 | 児童保護費 | 18,669,890 | 11,559,520 | 7,110,370 |
| | 高清水学園費 | 1,353,670 | 1,322,470 | 31,200 |
| | 太平寮育園費 | 3,218,920 | 2,668,020 | 550,900 |
| | 小児寮育センター費 | 175,740 | 121,600 | 54,140 |
| | 計 | 23,418,220 | 15,671,610 | 7,746,610 |
| 合 計 | | 42,271,150 | 26,768,360 | 15,502,790 |

出所：秋田県内部資料

時効消滅した債権は、県財務規則第389条に基づき納入義務者別に「不納欠損調書」を作成し、速やかに不納欠損処分を行うことになるが、これがなされないまま未収金が増加している状況となっている。

不納欠損処分ができない背景として、対象となる未納者は、生活維持のために職を求めて県内外を問わず頻繁に転居する者、結婚・離婚を繰り返す者、行方不明者等多岐にわたっており、これらの者について所在・家庭状況・収入状況をリアルタイムで把握するのは、マンパワーの中で限界があると考えられるためである。

早急に改善策を検討すべきである。

（3）監査の意見

①適切な債権管理

適切な債権管理の観点から、次の事項について早急に取り組む必要がある。

- 時効消滅した債権等について、不納欠損処分を行うこと
- 未納者に係る児童等の措置が解除されても、債務者の所在、家庭状況等を継続的に把握する手段を講じること

債権の回収にあたっては、具体的な回収方針を県として策定したうえで以下の方法を検討すべきである。

- 債権回収業者への委託、若しくは債権管理専任職員の配置をする
- 他の都道府県に在住する債務者には、県の横断的組織で対応する
- 債務者にとって納入しやすい方法を検討する

4 行政代執行によって発生する未収金

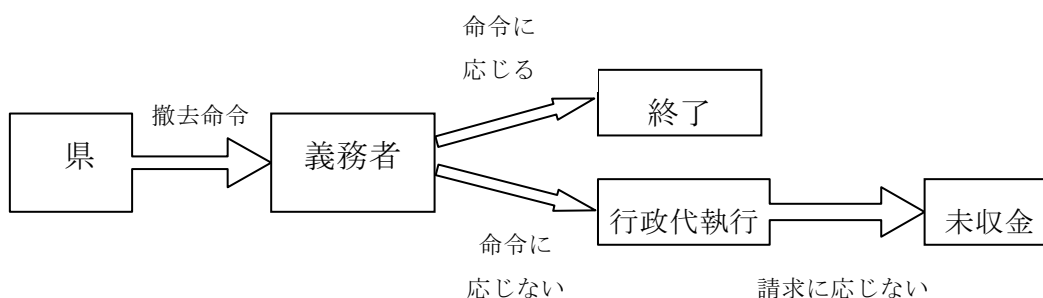
（1）概要

①制度の趣旨

現在、環境整備課と港湾空港課の2つの課において、行政代執行による未収金がある。行政代執行とは、行政機関が行う撤去命令などに応じない者に代わって、行政機関が強制的に撤去するなどの措置をとることである。そして、この撤去などにかかった費用は、撤去などに応じなかった者から徴収することになるが、その者が徴収に応じなかった場合に、行政機関において未収金が発生することになる。行政代執行及びその徴収に関連する主な法規は以下のとおりである。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の5 第19条の8
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第15条の6
- 行政代執行法
- 国税徴収法 第82条

図1 行政代執行のフロー



②未収金の状況

2つの課において発生した行政代執行による未収金の額及びその内容は以下の表のとおりである。

表10 県における行政代執行によって発生した未収金

(単位:千円)

| 担当課 | H18年度末未収金額 | 未収金の発生年度 | 内容 |
|-------|------------|----------|--|
| 環境整備課 | 88,079 | 平成13年度 | 県中央部の産業廃棄物中間処理施設に関する行政代執行により発生したものである。登記上法人は存続しているが法人の実態はない。 |